

## 【表紙】

## 【提出書類】

臨時報告書

## 【提出先】

関東財務局長

## 【提出日】

平成25年10月10日

## 【ファンド名】

コア投資戦略ファンド（安定型）

コア投資戦略ファンド（成長型）

## 【発行者名】

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

## 【代表者の役職氏名】

取締役社長 鈴木 郁也

## 【本店の所在の場所】

東京都港区芝3丁目33番1号

## 【事務連絡者氏名】

ファンド・レポーティング部長 橋詰 廣志

## 【連絡場所】

東京都港区芝3丁目33番1号

## 【電話番号】

03-6737-0521

## 【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

## 1【臨時報告書の提出理由】

「コア投資戦略ファンド（安定型）」及び「コア投資戦略ファンド（成長型）」の運用の基本方針について重要な変更がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第3号に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

## 2【報告内容】

## イ．変更の内容についての概要

当ファンドの投資態度の変更を行うため、投資信託約款中の運用の基本方針について、以下のとおり所要の変更を行います。

「コア投資戦略ファンド（安定型）」に係る投資信託約款の変更の案

該当箇所のみ記載しており、下線部\_\_は変更部分を示します。

変更後	変更前
運用の基本方針 （前略）	運用の基本方針 （前略）
2.運用方法 (1)（略） (2)投資態度 主として、国内株式、国内債券、先進国株式、先進国債券、新興国株式、新興国債券、国内不動産投資信託証券（以下「国内リート」といいます。）、海外不動産投資信託証券（以下「海外リート」といいます。）、 <u>貸付債権（以下「バンクローン」といいます。）、コモディティ<sup>*1</sup>、ヘッジファンド<sup>*2</sup>及びその他の様々な資産</u> を実質的な投資対象とする投資対象ファンドに分散投資します。 （中略） （略） 投資割合の決定にあたっては、先進国債券、新興国債券 <u>及びバンクローン</u> 等を投資対象とし、為替ヘッジを行うことで為替変動リスクの低減を図るファンドを国内債券と位置づける場合があります。 （後略）	2.運用方法 (1)（略） (2)投資態度 主として、国内株式、国内債券、先進国株式、先進国債券、新興国株式、新興国債券、国内不動産投資信託証券（以下「国内リート」といいます。）、海外不動産投資信託証券（以下「海外リート」といいます。）、 <u>コモディティ<sup>*1</sup>及びヘッジファンド<sup>*2</sup></u> を実質的な投資対象とする投資対象ファンドに分散投資します。 （中略） （略） 投資割合の決定にあたっては、先進国債券、新興国債券を投資対象とし、為替ヘッジを行うことで為替変動リスクの低減を図るファンドを国内債券と位置づける場合があります。 （後略）

「コア投資戦略ファンド（成長型）」に係る投資信託約款の変更の案

該当箇所のみ記載しており、下線部\_\_は変更部分を示します。

変更後	変更前

運用の基本方針 (前略)	運用の基本方針 (前略)
<p>2.運用方法</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2)投資態度</p> <p>主として、国内株式、国内債券、先進国株式、先進国債券、新興国株式、新興国債券、国内不動産投資信託証券(以下「国内リート」といいます。)、海外不動産投資信託証券(以下「海外リート」といいます。)、<u>貸付債権(以下「バンクローン」といいます。)</u>、<u>コモディティ<sup>*1</sup>、ヘッジファンド<sup>*2</sup>及びその他の様々な資産</u>を実質的な投資対象とする投資対象ファンドに分散投資します。</p> <p>(中略)</p> <p>(略)</p> <p>投資割合の決定にあたっては、先進国債券、新興国債券及びバンクローン等を投資対象とし、為替ヘッジを行うことで為替変動リスクの低減を図るファンドを国内債券と位置づける場合があります。</p> <p>(後略)</p>	<p>2.運用方法</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2)投資態度</p> <p>主として、国内株式、国内債券、先進国株式、先進国債券、新興国株式、新興国債券、国内不動産投資信託証券(以下「国内リート」といいます。)、海外不動産投資信託証券(以下「海外リート」といいます。)、<u>コモディティ<sup>*1</sup>及びヘッジファンド<sup>*2</sup></u>を実質的な投資対象とする投資対象ファンドに分散投資します。</p> <p>(中略)</p> <p>(略)</p> <p>投資割合の決定にあたっては、先進国債券、新興国債券を投資対象とし、為替ヘッジを行うことで為替変動リスクの低減を図るファンドを国内債券と位置づける場合があります。</p> <p>(後略)</p>

□ . 当該変更の年月日

平成25年10月11日